

# 事業についてのお知らせ

## ■ 滅失登記について

滅失登記がされていないと、新しく仮換地を使用する方の登記ができないため、従前の建物を登記していた場合は、滅失登記をお願いします。

## ■ 農地転用について

従前の土地が農地の場合は農地転用の許可・届出が必要になります。まだ農地転用がお済みでない方は手続きをお願いします。

## ■ 仮換地の合筆・分筆について

仮換地の合筆・分筆については、中心街整備事務所 中心街整備課までご相談ください。なお、分筆については費用負担が発生することがあります。

## ■ 使用収益開始後の土地管理について

使用収益開始後の土地については、権利者の方の管理となります。宅地からの土砂の流出や草刈り等近隣の方にご迷惑とならないようお願いします。

## ■ 建築工事などをされる方は、事前にご相談ください

施行地区内で建築行為などをするときは、東海市長の許可が必要になりますので事前に中心街整備事務所 中心街整備課までご相談ください。

## ■ 所有権に移動があった場合は、届け出てください

区域内の土地について、売買、相続などにより所有権に移動があった場合は、中心街整備事務所 中心街整備課へ届け出ていただきますようお願いします。

## ■ 東海市公共下水道事業 受益者負担金について

使用収益開始後の仮換地については受益者負担金が賦課されます。

## ■ 仮換地証明等の権利者以外の方の申請について

仮換地証明等を権利者以外の方が申請する場合は、権利者の委任状が必要となります。

申請書・委任状の様式は、こちらから [東海市公式サイトで「仮換地証明書」検索](#) と検索し、検索結果に表示される「[申請書サービス\(76申請, 仮換地証明書\)](#)」のリンクよりダウンロードできます。

### ● おねがい ●

みなさんが気持ちよく過ごせるよう、ルールやマナーを守りましょう。

- ・タバコは駅近くの所定の喫煙所で吸いましょう。
- ・犬のフンの始末をしましょう。
- ・スケートボードやローラースケート、自転車での迷惑行為はやめましょう。

## ■ お問い合わせ・事務所案内図

中心街整備事務所 中心街整備課  
〒477-0031  
東海市大田町東畑119番地  
TEL: 0562-33-7761  
FAX: 0562-33-7775  
E-mail: chuushin@city.tokai.lg.jp  
URL: <http://www.city.tokai.aichi.jp>



太田川駅周辺地区  
まちづくりニュース  
2019.4

# おおたか

Vol.  
41



ウィンターイルミネーションin太田川2018 (2018.12撮影)



## 東海市都市宣言

平成22年3月4日

- ひとづくりと平和を愛するまち東海市
- 子育てと結婚を応援するまち東海市
- 生きがいがあり健康なまち東海市
- 緑と洋ランにつつまれたまち東海市
- にぎわいあふれ個性輝くまち東海市

東海市らしさの創造と市民の夢の実現をめざし、市民に、そして全国に発信するため、都市宣言をしました。

このニュースは、皆様と市が一体となってまちづくりを行うための資料です。

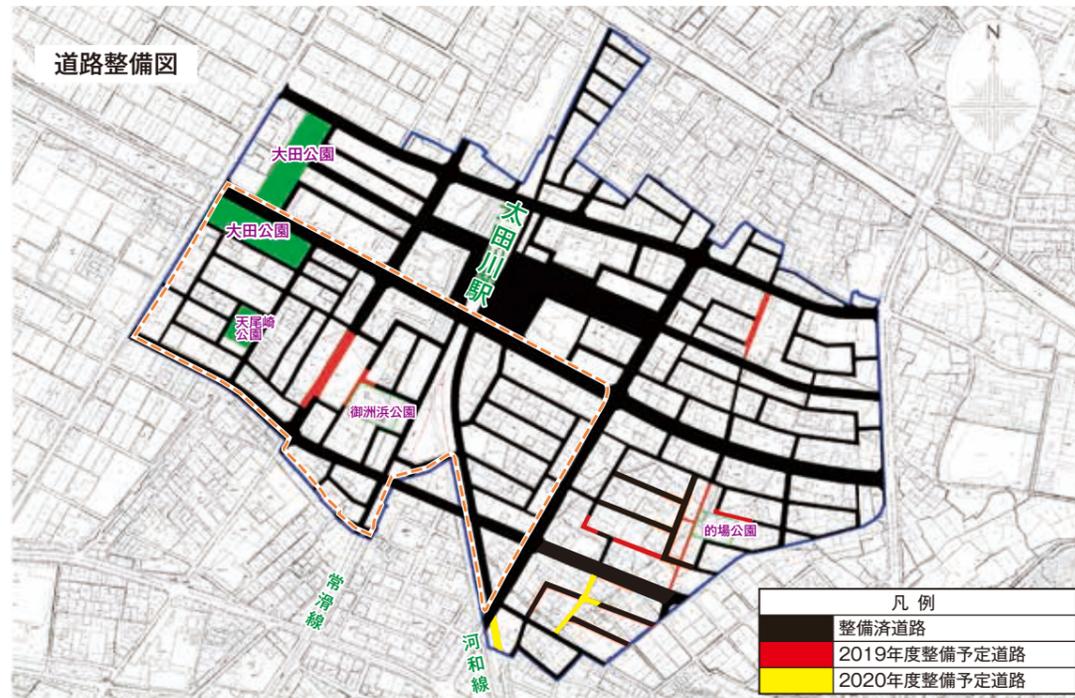
# 土地区画整理事業について

太田川駅周辺では、東海市の玄関口としてふさわしい中心市街地を整備するため、土地区画整理事業を進めています。

◇施行面積 64.3ha ◇事業期間 平成4年度(1992年度)～2020年度 ◇総事業費 約425億円

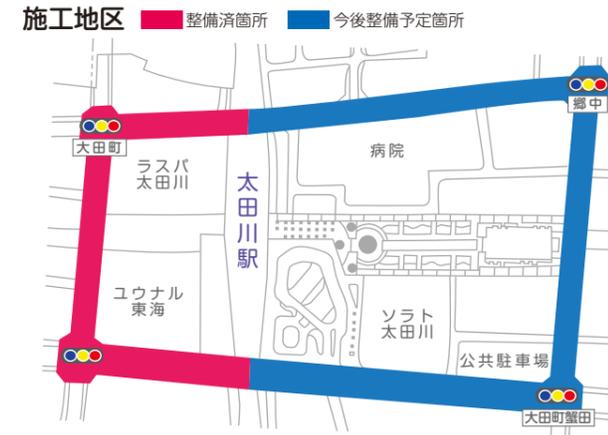
## ～平成31年度(2019年度)整備予定～

- ◆建物移転 移転計画5戸 平成30年度末進行率 99% (累計移転戸数 714/719戸)
- ◆整備工事 下図 赤色部分の道路整備
- ◆確定測量 土地区画整理事業完了に向けた清算業務の準備として、オレンジ色内側部分の出来形確認測量等(確定杭の設置)を順次実施していきます。(～2020年度予定)



# 無電柱化事業について

太田川駅周辺では、道路の地下空間を活用して、電力線や通信線などをまとめて収容する電線共同溝(地下ケーブル収納構造物)などを整備する電線類地中化事業を進めています。電線共同溝整備が完了したのち、地上電線類を地中に移設し、電柱を撤去します。

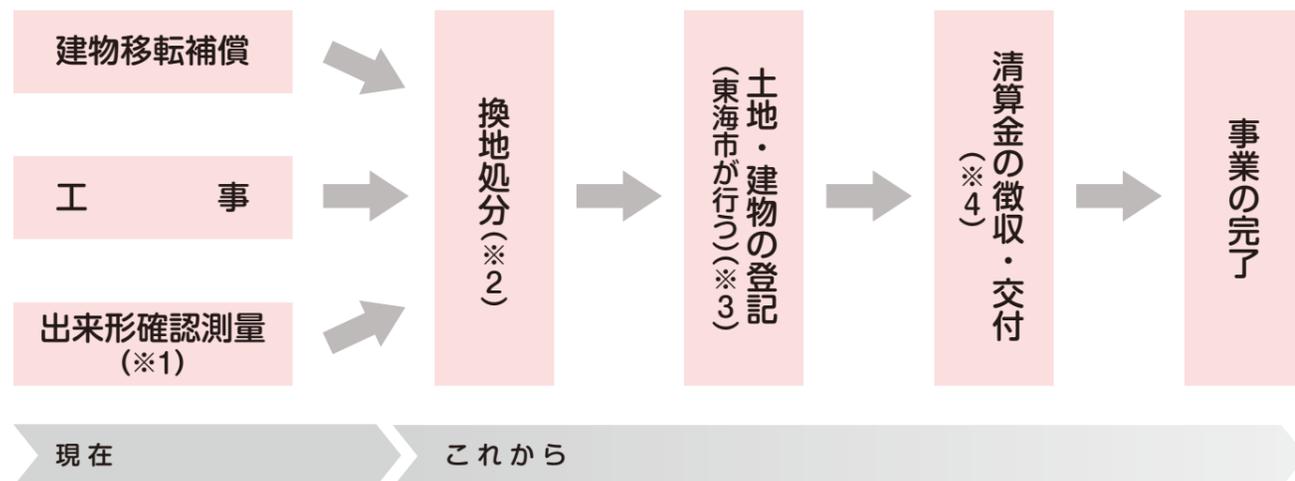


## ◀ 無電柱化による効果 ▶

- 防災** 災害に強い道路になります。災害時に道路が寸断される恐れが減り、電線が切れる可能性も少なくなります。
- 安全・快適** 通行を妨げていた電柱がなくなり、歩道の有効幅員が広がるため、車いす、ベビーカー等の通行が、安全・円滑になります。
- 景観** 良好なまちなみ景観が形成され、地域の活性化につながります。



# 事業完了へ向けて



## 用語解説

- ※1 出来形確認測量 土地区画整理事業において、道路や宅地が計画どおりできているか、仮換地の面積と差異がないかなどを確認する作業です。土地の測量を行い、面積を確定させ、現在の仮杭(木杭)から本杭(コンクリート杭や金属プレートなど)に入れ替えます。
- ※2 換地処分 従前の宅地権利を換地へ移行します。(このとき、清算金を確定します)
- ※3 土地・建物の登記 市が土地・建物の変更に伴う登記をまとめて実施します。
- ※4 清算金の徴収・交付 換地について各地権者間の不均衡是正のため、金銭により清算を行います。

ご自身の土地が「過渡し地積」か「不足渡し地積」であるかは、「仮換地指定通知(平成9年)」に記載されていますが、紛失などによりご不明な場合、裏面の「お問い合わせ」先までご連絡ください。

## ご協力をお願いします

現行の事業期間は、2020年度までですが、換地処分、清算行為等に数年かかる見込みです。この事業期間中での完了は、難しい状況でありますので、事業期間の延伸を現在検討中です。

ご理解・ご協力をお願いいたします。